### 高知県食品ロス削減推進計画(素案) (令和4年度~令和7年度)

令和 4 年 3 月 高 知 県

#### 目次

#### 第1章 はじめに

- 1 背景
- 2 目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間

#### 第2章 食品ロスの現状と課題

- 1 我が国の食品ロスの現状と削減の意義
- (1) 現状
- (2) 削減の意義
- 2 高知県における食品ロスの現状と課題
- (1) 食品ロスの発生量
- (2) 県民の意識
- (3) 未利用食品の活用状況
- 3 期待される役割と行動
- (1) 食品ロスの発生抑制
  - ア 消費者
  - イ 農林漁業者・食品関連事業者
  - ウ 事業者 (農林漁業者・食品関連事業者以外を含む。)
- (2) 未利用食品の活用促進
  - ア 消費者
  - イ 農林漁業者・食品関連事業者

#### 第3章 食品ロスを削減するための取組

- 1 基本的な方向性
- 2 目指す姿
- 3 削減施策
- (1) 食品ロス削減に向けた広報・啓発、教育
- (2) 食品ロスの発生抑制
  - ア 消費者に向けた呼びかけ
  - イ 農林漁業者・食品関連事業者に向けた呼びかけ
  - ウ 消費者と農林漁業者・食品関連事業者双方に向けた呼びかけ
- (3) 未利用食品の活用促進

4 達成目標

#### 第4章 その他

- 1 進行管理
- 2 計画見直し

#### 第1章 はじめに

#### 1 背景

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことを言い、 日本では食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大 量の食品ロスが発生しています。

食品ロスの問題については、平成 27 (2015) 年9月 25 日の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において言及されるなど、その削減が国際的にも重要な課題となっており、また、世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題です。

SDGsロゴ

この状況を受け、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国 民運動として食品ロスの削減を推進するため、議員発議により「食品ロスの削減の推 進に関する法律案」が国会に提出されました。衆議院、参議院とも全会一致で可決さ れ、令和元(2019)年5月24日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」(令和元年 法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。)が成立し、同年5月31日に公 布、10月1日に施行されました。 また、令和2(2020)年3月には、同法に基づき、 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針という。」)が閣議 決定されています。

食品ロス削減推進法では、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要であると明示されました。また、同法の中で、地方公共団体は、食品ロスの削減に関し、

 $<sup>^{1}</sup>$ 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」: 2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2030 年までの国際開発目標である(外務省ウェブサイト参照)。

その地域の特性に応じた施策を実施する責務を有するとされているほか、基本方針を 踏まえて当該区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努め ることとされています。

こうした状況を踏まえ、食品ロス削減の取組のより一層の充実を図るため、「高知 県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政機関等が連携 した取組を進めていきます。

#### 2 目的

本県における食品ロス削減の取組等を計画的に推進し、県民が食品ロスの現状や課題を認識し、その削減に向けた行動変容につなげることを目的とします。

#### 3 計画の位置づけ

本計画は、食品ロス削減推進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する「都道府県食品ロス削減推進計画」として位置付けます。

また、同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、高知県環境基本計画、高知県廃棄物処理計画及び高知県食育推進計画等、各種計画と調和を図ります。

#### 4 計画の期間

計画期間は5年間とします。ただし、今期計画のみ、国の基本方針や高知県環境 基本計画等との整合を図るため、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度まで の4年間とします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や食品ロスに関連する制度の改正、施策の実施 状況等に応じて、計画期間内であっても必要な見直しを行うこととします。

#### 第2章 食品ロスの現状と課題

#### 1 我が国の食品ロスの現状と削減の意義

#### (1) 現状

日本国内の食品ロス量は年間 600 万トン(平成 30 (2018) 年度) と推計<sup>2</sup>されており、これは、国民一人一日当たり約 130 g (お茶碗約 1 杯分) の食品ロスを出していることになります。

600 万トンの内訳は、食品製造業や食品小売業、外食産業等の事業者から発生する事業系食品ロス量が 324 万トン (54%)、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量が 276 万トン (46%) となっています。事業者と家庭それぞれから出る食品ロス量は概ね半分ずつといった状況で、食品ロスを減らしていくためには事業者、家庭の双方で取り組んでいく必要があります。

事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割を占めています。主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品<sup>3</sup>」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられます。

家庭系食品ロスの主な発生要因は、「食べ残し」、「過剰除去<sup>4</sup>」、「直接廃棄<sup>5</sup>」など となっています。

円グラフ

(日本の食品ロス量)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 環境省及び農林水産省の推計値。

<sup>3</sup> 重量・容量や色・形状が当該商品の標準と異なるものや包材の不良が発生した商品等

<sup>4</sup> 不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分(例えば、厚く剥き過ぎた野菜の皮など)

 $<sup>^{5}</sup>$  賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手つかずの食品。

#### (2) 削減の意義

我が国においては、食料自給率(カロリーベース)が 38%(令和元(2019) 年度 概算値)と低く、食料を海外からの輸入に大きく依存する中、毎日 10 トントラック 約 1,640 台分の大量の食品ロスが発生しています。一方、世界でも人口が急増し、深刻な飢えや栄養不良の問題が存在する中、生産量の 1/3 に相当する年間 13 億トンにも上る大量の食料が廃棄されているのが現状であり、持続可能な開発目標(SDGs) (においても、その削減が重要な課題となっています。

このため、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品として活用するように、食品ロスを削減していくことが重要です。食品ロスを削減することにより、食費が消費支出の1/4以上を占める家計負担の改善や一般廃棄物の処理に約2.1兆円/年を要している地方公共団体の財政支出の軽減、CO2排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄が少なくなることや、生物多様性の損失を抑えることも期待できます。

食品ロス削減の意義を分かりやすく 家計支出円グラフ挿入

<sup>6 2001</sup> 年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され,地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。(外務省ウェブサイト参照)

#### 2 高知県における食品ロスの現状と課題

#### (1)食品ロスの発生量

高知県の食品ロス発生量については、県内全域のその実態を調べたものがないため、以下の方法により、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスのそれぞれの発生量を推計します。

家庭系食品ロス発生量については、令和元(2019)年度に高知市が環境省の支援を受けて同市内の食品ロス発生量等を調べた「市町村食品ロス実態調査」結果と、令和2(2020)年度に四万十町が独自のモニター調査で把握した同町内の食品ロス発生量から、市部・町村部別に県内全体の家庭系食品ロス発生量を推計します。

次に、県内の事業系食品ロス発生量については、農林水産省の「食品リサイクル 法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告(平成30(2018)年度実績)」 結果と、同じく農林水産省の「食品循環資源の再生利用等実態調査(平成29 (2017)年度)」結果及び「令和2年度食品関連事業者における食品廃棄物等の可食 部・不可食部の量の把握等調査報告書」(農林水産省委託事業)等により推計しま す。

推計結果は、次表のとおりです。

#### (参考値)

		全 国 (平成 30 年度)	高知県 ( <sub>家庭系:令和元~2年度</sub> 事業系:平成30年度)	高知県の割合 (全国比)
家庭系食品ロス	発生量	2,760,000 t (46.0%)	10, 820 t (55. 9%)	0.4%
	一人一日当たり	59.8 g	43.0 g	<b>▲</b> 16.8 g
事業系	▼ 上 目	3, 240, 000 t	8, 545 t	0.00/
食品ロス	発生量	(54.0%)	(44. 1%)	0.3%
	食品製造業	1, 260, 000 t	925 t	0.1%
	食品卸売業	160,000 t	83 t	0.1%
	食品小売業	660,000 t	4,418 t	0.7%
	外食産業	1, 160, 000 t	3, 119 t	0.3%
	一人一日当たり	70.2 g	33.9 g	<b>▲</b> 36.3 g
合計	発生量	6,000,000 t	19, 365 t	0.3%
	一人一日当たり	130.0 g	76.9 g	<b>▲</b> 53.1 g

※家庭系食品ロス発生量(全国)は、「令和元(2019)年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進に係る実態調査」(環境省)による。

県民一人一日当たりの食品ロス発生量を見ると、全国と比べて 40%程度少なくなっており、家庭系食品ロスでは 30%程度少なく、事業系食品ロスでは 50%程度少ない状況です。

また、家庭系食品ロスと事業系食品ロスの割合では、全国及び本県ともにほぼ半分づつではあるものの、全国は家庭系より事業系が多いのに対し、本県では逆に事業系より家庭系の発生量が多くなっています。

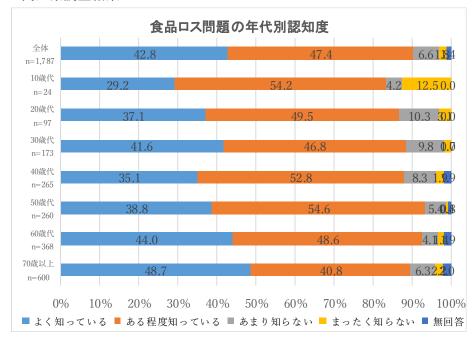
#### (2)県民の意識

本年8~9月に実施した「令和3年度高知県県民世論調査」の結果によると、食品口ス問題の認知度については、「よく知っている」、「ある程度知っている」の回答を合わせ、90.2%の方が食品口ス問題を「知っている」と回答しています。同様の国の調査(消費者庁「令和2年度消費者の意識に関する調査~食品口スの認知度と取組状況等に関する調査~」)の結果では、食品口ス問題を「知っている」(「よく知っている」と「ある程度知っている」の合計。以下同じ。)の回答は79.4%で、本県県民の食品口スの認知度は全国と比べて極めて高いと言えます。

年代別で見てみると、各年代とも「知っている」が80%以上を占め、「知らない」 (「あまり知らない」と「まったく知らない」の合計。以下同じ。)は10%前後となっ ています。「知っている」の回答は総体的に高い割合にあり、国の調査結果では20~ 30歳代の認知度が他年代と比べて低い傾向が見られますが、本県ではそのような状 況はなく、概ね年代とともに「知っている」の回答割合が上がる傾向にあります。

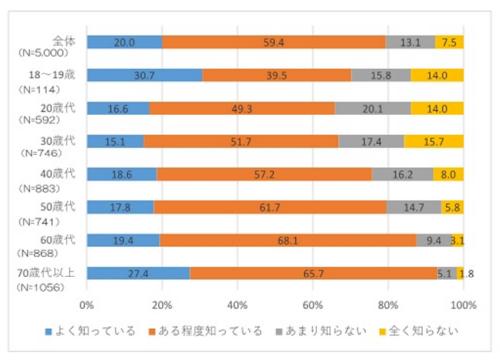
選択肢	高知県		国調査	
よく知っている	42.8%	90. 2%	20. 0%	79. 4%
ある程度知っている	47. 4%	90. 2%	59. 4%	
あまり知らない	6.6%	8. 4%	13. 1%	20. 6%
まったく知らない	1.8%	0. 4%	7. 5%	
無回答	1. 4%		_	

#### 高知県調査結果



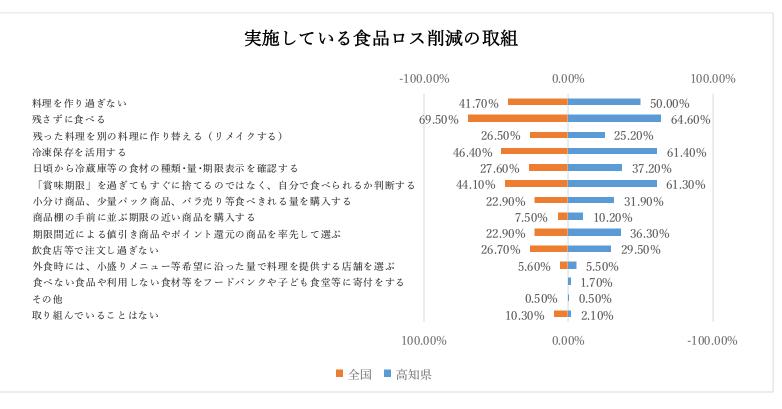
知っている 知らない 90.2% 8.4% 83.4% 16.7% 86.6% 13.4% 88.4%11.5% 87.9% 10.2% 93.4% 5.8% 92.6% 5.5% 89.5% 8.5%

#### 全国調査結果



知っている 知らない 79.4% 20.6% 70.2% 29.8% 65.9% 34.1% 66.8% 33.1% 24.2% 75.8% 79.5% 20.5% 87.5% 12.5% 93.1% 6.9%

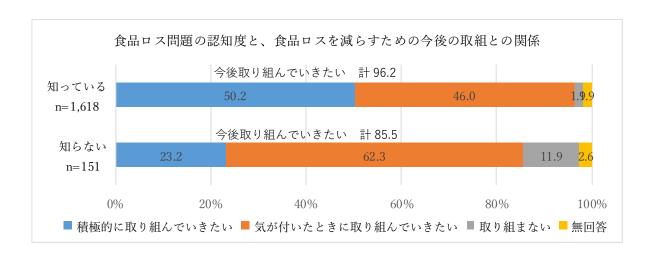
次に、食品ロス問題を認知して食品ロス削減に取り組む人の割合を集計したところ、食品ロス問題を「知っている」と回答し、何らかの食品ロスを減らすための「取組を行っている」回答を選択した人は88.7%で、全国の76.6%を大きく上回る状況です。これらの結果から、本県県民は全国と比べて食品ロス問題に対する意識が高いと考えられます。



なお、食品ロス削減に「取り組んでいることはない」との回答(10.3%(全国 2.1%))を見てみると、女性に比べて男性の回答割合が高く(男性 3.0%・女性 1.4%)、また年代別では30歳代以上の年代は2%前後の割合であるのに対して、10歳代 4.2%、20歳代 5.2%と若年層で取り組んでいない割合が高くなっています。

また、食品ロス問題の認知度と、食品ロス削減のための今後の取組意向の関係性を見てみると、食品ロス問題を「知っている」と回答した人(1,618人)では、食品ロスを削減するために「今後、取り組んでいきたい」(「積極的に取り組んでいきたい」と「気が付いたときに取り組んでいきたい」の合計。以下同じ)との回答割合は96.2%となっています。

一方、食品ロス問題を「知らない」と回答した人(151人)でも、食品ロスを削減するために「今後、取り組んでいきたい」との回答割合は85.5%となっており、食品ロス問題を認知していない人でもその削減に取り組む意思のある方が非常に多い結果となっています。



#### (3) 未利用食品の活用状況

まだ期限まで一定の期間がある未利用の食品で、自らが必要としない食品や食材等をそのまま廃棄するのではなく、フードバンクや子ども食堂などの食料提供を必要としている方に繋ぐ取り組みである「未利用食品の有効活用」も、食品ロス削減のためには非常に有効です。

現在、県内でどれだけの未利用食品の活用が図られているかを示すデータはありませんが、「令和3年度高知県県民世論調査」における「食べない食品や利用しない食材等をフードバンクや子ども食堂等に寄付をする」との回答比率はわずか 1.7% で、ごく一部の活用しか図られていない状況が推測されます。

またフードバンク活動に当たっても、提供側と受入側のマッチングに課題があります。例えば、提供された食料と受入側の希望する食料がマッチしないことや保存期間の短い食料が大量に提供されたときの受け入れ先が見つからないといったことが挙げられます。



#### 3 期待される役割と行動

食品ロスを削減するためには、県民一人ひとりが食品ロス問題を理解するだけでなく、行動に移す必要があります。

食品ロスは、事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるため、消費者や事業者が以下に掲げる「役割と行動」を理解し、実践する必要があります。

また、食品関連事業者等からは、食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要です。

このコミュニケーションに、食品関連事業者以外の事業者やマスコミ、消費者団体、NPO等、県・市町村も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されることが期待されます。

#### (1)食品ロスの発生抑制

基本方針では、消費者・事業者などの主体ごとにそれぞれに求められる役割と行動が定められています。

#### ア 消費者

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握する 必要があります。その上で、例えば以下に掲げる行動例をヒントに、日々の生活 の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動に 移すことが必要です。また、自身の消費行動を通じた食品ロスの発生が、環境や 他の国々・地域の人々に影響を及ぼすことを踏まえ、食品ロスの削減に取り組む 食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、持続可能な生産・製造・販 売活動を行う事業者の取組を支援することが望まれます。

①買物の際	・事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解の			
	上、使用時期を考慮し(手前取り、見切り品等の活用)、			
	使い切れる分だけ購入する。			
	・欠品を許容する意識を持つ。			
②食品の保存の際	・食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在			
	庫管理を定期的に行い、食材を使い切るようにする。			
	・賞味期限を過ぎた食品であっても、必ずしもすぐに食べ			
	られなくなるわけではないため、それぞれの食品が食べ			
	られるかどうかについては、個別に判断を行う。			
③調理の際	・余った食材を活用した「一汁一菜」なども含め、家にあ			
	る食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分			
	はできる限り無駄にしないようにする。			
	・食卓に上げる食事は食べきれる量とし、食べ残しを減ら			
	すとともに、食べきれなかったものについてリメイク等			
	の工夫をする。 <b>→P.12「具体的な取組の紹介①」を参照</b>			
④外食の際	・食べきれる量を注文し、提供された料理を食べきるよう			
	にし、宴会時においては、最初と最後に料理を楽しむ時間			
	を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」			
	等を実践する。			
	・料理が残ってしまった場合には、外食事業者の説明をよ			
	く聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。			
	<u>→P.12「具体的な取組の紹介②」を参照</u>			

てまえどりのコラム掲載 (POP) + 消費・賞味期限のちがい

#### 具体的な取組の紹介 ①

#### 食品ロス削減レシピの活用

これまで捨ててしまっていた残った半端な野菜や少し残った料理など を、アレンジして食べることも、食品ロス削減につながります。

消費者庁では、料理レシピサービス「クックパッド」に『消費者庁のキッチン』<sup>7</sup>を開設し、地方公共団体や学校等からご提供いただいた「食材を無駄にしないレシピ」を掲載していますので、ぜひ活用してみてください。

参考:消費者庁のキッチン(公式ページ) https://cookpad.com/kitchen/10421939

#### 公式ページ引用

#### 具体的な取組の紹介 ②

#### 「mottECO (もってこ)」<sup>8</sup> (食べきれなかった料理のお持ち帰り)

「mottECO (もってこ)」は、飲食店等で食べきれなかった料理を、「自己責任で持ち帰る」行為の愛称です。食べきれなかった料理を持ち帰る際には、飲食店の方の説明をよく聞いて食中毒などのリスクを十分に理解した上で持ち帰りましょう。安全に美味しく食べるために、自分でしっかり管理をする必要があります。

「mottECO もってこ」は「もっとエコ」「持って帰ろう」とい うメッセージが込められています。



<sup>&</sup>lt;sup>7</sup>消費者庁のキッチン(公式ページ)https://cookpad.com/kitchen/10421939

<sup>8</sup>環境省では、消費者と飲食店の相互理解のもとで、飲食店等における食べ残しの持ち帰りをより身近な文化として広めることを目的として、「NEW ドギーバッグアイデアコンテスト」を開催し、飲食店等における食べ残しの持ち帰りの名称として、「mottECO (もってこ)」が選ばれた。

#### イ 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、削減の必要性について理解を深めるとともに、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握して、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められます。これらの活動を行った上でもなお発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う必要があります。また、県及び市町村が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが期待されます。

① 農林漁業者	・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。			
② 食品製造業者	・食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における			
	適正管理・鮮度保持に努める。			
	・食品の製造方法の見直しや保存に資する容器包装の工夫等			
	により、賞味期限の延長に取り組む(その際、容器包装のプラ			
	スチック資源循環の推進も考慮する。)。また、年月表示化など			
	賞味期限表示の大括り化に取り組む。			
	・食品小売業者と連携し、需要予測の高度化や受発注リードタ			
	イムの調整等により、サプライチェーン全体での食品ロス削			
	減に資する適正受注を推進する。			
	・消費実態に合わせた容量の適正化を図る。			
	・製造時に生じる食品の端材や形崩れ品等について有効活用			
	を促進する。			
③食品卸売・小売	・サプライチェーン全体での食品ロス削減に資する厳しい納			
業者	品期限(3分の1ルール等)の緩和や、需要予測の高度化や受			
	発注リードタイムの調整等による適正発注の推進等の商慣習			
	の見直しに取り組む。			
	・天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入			
	れ、販売等の工夫をする。また、季節商品については予約制と			
	する等、需要に応じた販売を行うための工夫をする。			
	・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り			
	切るための取組(値引き・ポイント付与等)を行う。小分け販			
	売や少量販売など消費者が使い切りやすい工夫を行う。			
	・食品小売業者 (フランチャイズ店) における食品ロスについ			
	て、本部と加盟店とが協力して、削減に努める。			

# ④外食事業者(レストランや宴会場のあるホテル等を含む。)等

- ④外食事業者(レ ・天候や日取り(曜日)、消費者特性などを考慮した仕入れ、 ストランや宴会 提供等の工夫をする。
  - ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等)を導入する。
  - ・おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等の取組を行う。
  - ・消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰り用容器による残った料理の持ち帰り をできることとし、その旨分かりやすい情報提供を行う。
  - ・また、外食事業者以外で食事の提供等を行う事業者にあって は、食品ロス削減のための可能な取組を行う。

#### ⑤ 食品関連事業 者等に共通する 事項

を行う。

- ・包装資材(段ボール等)に傷や汚れがあったとしても、商品である中身が毀損していなければ、輸送・保管等に支障を来す場合等を除いて、そのままの荷姿で販売することを許容する。 ・フードシェアリング(そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者とのマッチング)の活用等による売り切りの工夫
- ・未利用食品を提供するための活動(いわゆるフードバンク活動)とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う。
- ・食品ロスの削減に向けた組織体制を整備するとともに、取組の内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示する。

## 1/3ルールのコラム (図を挿入)

#### ウ 事業者 (農林漁業者、食品関連事業者以外の事業者を含む。)

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を 行うことが求められます。また、災害時用備蓄食料の有効活用に努めることも求 められます(フードバンクへの提供を含みます。)。

#### (2) 未利用食品の活用促進

まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等によって必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用することが重要です。

その活動の一つとして、フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者や子ども食堂への支援等の福祉の観点からも意義のある取組みです。

#### ア 消費者

フードバンク活	・家庭で余ってしまったまだ食べられる未利用食品をフード
動を行う団体等	バンク活動を行う団体等へ提供する。
へ寄附	※提供可能な食料については、未開封で保存可能なものなど
	一定の決まりがあるので、どういったものが提供可能か、事前
	に提供先に確認する。

#### イ 農林漁業者・食品関連事業者

フードバンク活	・フードバンク活動とその役割を理解し、積極的に未利用食品
動を行う団体等	の提供を行う。
へ寄附	
店舗等にフード	・店舗等にフードドライブを常設し、消費者にフードバンク活
ドライブを常設	動を周知する。

#### 第3章 食品ロスを削減するための取組

#### 1 基本的な方向性

食品ロス削減のためには、県民や事業者がこの問題を「他人事」ではなく「我が 事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。 具体的には、

- 食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ・生産、製造、販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- 消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- ・可能なものから具体的な行動に移す、

#### ことが求められます。

こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等 の多様な主体が連携することによって、食品ロスの削減を推進していくものとしま す。

#### 2 目指す姿

食品ロスの現状や課題、削減方策について、消費者や事業者等への普及啓発を積極的かつ継続的に行い、食品ロス問題を自らの問題として捉え、自主的な取組につながるよう促します。また、家庭や事業所等でやむを得ず発生した未利用食品については、必要とされる方に提供し、できるだけ食品としての利活用を促進します。

本県においては、県民の食品ロス削減に向けた意識付けが進み、行動に移すことで、県内の食品ロスの発生量が抑制されること、また、県民が行動に移す際の一つの有効な方法として、未使用食品の有効活用ルートが確立され、その利活用が進むことを目指します。

#### 3 削減施策

食品ロス削減推進法では、事業者、消費者、県、市町村、関係団体等の多様な主体が連携して食品ロスの削減を総合的に推進することとされています。

県では、国が実施する食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の取組と、本県における食品ロスの現状と課題を踏まえ、以下の施策により食品ロスの削減を推進します。

なお、取組に当たっては、食の安全・安心を損なわないよう食品の衛生管理について十分気をつけた上で実施します。

#### (1) 食品ロス削減に向けた広報・啓発、教育

県民が食品ロスの削減に自発的に取り組んでいくようにするため、消費者教育や 食育に関する取組みと連携しながら、学校や地域等において、食品ロス削減の重要 性についての理解と関心を高める教育や普及啓発の施策を推進します。

#### (ア) 食品ロスの現状の把握と理解の促進【県民生活課】

…家庭から発生する食品ロスの実態を組成調査を実施することで把握します。

#### (イ) 食品ロスの削減の意義の広報啓発【県民生活課】

…食品ロス問題を知ってもらい、今日からすぐにできる取組を紹介したリーフレットを作成し、県民の目に触れる場所に配布します。

#### (ウ) 期限表示の正しい理解促進【県民生活課・環境計画推進課】

…「賞味期限」と「消費期限」の違いを理解してもらうため、啓発物やラジオ 等を活用し広く周知を行います。

## (エ) 食品ロス削減月間(10月)・食品ロス削減の日(10月30日)の広報【県民生活課】

…食品ロス削減月間にポスター掲示やラジオ、新聞等への広報を通じて、食品 ロス削減月間・削減の日の広報を実施します。

食品ロス削減推進法の第9条で、

「食品ロス削減月間」及び「食品ロス削減の日」 が定められています。

食品ロス削減月間(10月) 食品ロス削減の日(10月30日) 令和3年度食品ロス削減月間のポスター引用

#### (オ) 食育を通した食品ロス削減意識の醸成【健康長寿政策課・保健体育課】

- …ヘルスメイトが健康講話や調理実習、試食(共食)の機会を提供することにより、食物への感謝の気持ちを醸成します。
- …給食の時間に学校給食を教材とした食品ロスに関する指導を実施します。また社会科や家庭科、総合的な学習の時間などにおいて、食品ロスに関する指導を行います。

#### (2) 食品ロスの発生抑制

期待される役割・行動の実現に向け、消費者に対しては、「●●」や「●●」といった家庭でできる食品ロス削減の取組等の情報を、事業者には、「●●」や「●●」といった食品ロス削減取組事例等を情報提供し、食品ロス削減に向けた行動につなげてもらえるよう普及・啓発を行います。

#### ア 消費者に向けた呼びかけ

#### (ア) 食品ロスの削減の意義の広報啓発【県民生活課】(再掲)

…食品ロス問題を知ってもらい、今日からすぐにできる取組を紹介したリーフレットを作成し、県民の目に触れる場所に配布します。

#### (イ) 家庭における食品ロスのモニター調査【県民生活課】

…家庭から出される食品ロス量を実際に自分で計量し、自らが発生させている 食品ロス量を認識すること等を通じて、県民に食品ロス問題を啓発すること を目的に、県内でモニターを募集し、家庭での食品ロス量の記録をつけても らうモニター調査を実施します。

#### (ウ)高知県地球温暖化防止県民会議県民部会で「環境にやさしい買い物キャンペ

#### ーン」を実施【環境計画推進課】

…プラスチックや輸送エネルギー、食品ロスの 削減につながる「環境にやさしい買い物」の 実践回数による CO2 削減量を集計し、集計結果 に応じて表彰します。

R3年度チラシの 写真

- (エ) 家庭での備蓄について HP や啓発冊子で「ローリングストック」を啓発【南海トラフ地震対策課】
  - …家庭での備蓄についてHPや防災啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」の中で、「ローリングストック」(普段から食べている食材を「備える」「食べる」「補充する」と繰り返す方法)取組を紹介します。
  - ※ローリングストック・レシピへのリンク先
- イ 農林漁業者・食品関連事業者に向けた呼びかけ
- (ア) 生産・流通等の各段階で生じる食品ロス削減の取組事例の周知【県民生活 課】
  - …ホームページ等を活用しながら、事業者に向けて生産・流通等の各段階で生じる食品ロス削減の取組事例の周知を行います。(季節商品の需要に見合った販売促進、外食事業者の小盛等の取組促進、自己責任で「持ち帰り」を行うことを当たり前にする啓発)
- ウ 消費者と農林漁業者・食品関連事業者双方に向けた呼びかけ
- (ア) 規格外や未利用の農・水産物の有効活用に係る普及啓発【農業政策課・水産 政策課】
  - …規格外や未利用の農産物をフードバンクに寄附する取り組みの紹介など、農 産物の食品ロスが削減できるよう普及啓発活動を行います。
  - …魚食普及活動による魚のさばき方、料理方法等(内臓料理)による魚の有効利用(残さの減少)の普及やサメ等の未利用魚の活用について検討します。
- (イ)「高知県リサイクル製品等認定制度」に基づく、リサイクル製品や取組の認定 を通じた食品廃棄物削減の支援【環境対策課】
  - …食品廃棄物削減に係る製品や取組を認定し、パンフレットの配布やホームページでの紹介、各種展示などを通じて普及促進を図ります。

#### (3) 未利用食品の活用推進

フードバンク活動の認知度を向上させるとともに、支援が広がるよう、県民及び 事業者等に対して、フードバンク活動に取り組む団体等や未利用食品の提供先(寄 附先)の周知、支援を行います。

また、県内各地での未利用食品の提供先を増やしていくため、市町村等でのフードドライブの実施を促進したり、好事例を紹介します。

#### 【具体的な取組】

#### (ア) フードバンク活動の周知【地域福祉政策課】

…ホームページにフードバンクの概要や団体 HP のリンク等の情報を掲載することで、フードバンク・フードドライブ活動への理解を促進するとともに、食料提供の増を図ります。その他、テレビやラジオ、SNS 等によりフードバンク・フードドライブ活動やイベント実施等のタイミングを押さえた情報提供を行い、活用の周知や食料提供の増を図ります。

#### (イ)「フードドライブの手引き」の作成【県民生活課】

…家庭で余っている食品を、食料を必要としている方に寄附する「フードドライブ」の取組について、寄附先を増やしていくため、実施する際の手順や衛生管理への留意点などをまとめた手引きを作成し、周知します。

#### (ウ) 期限が近づいている災害用備蓄食料の防災訓練等での利活用【南海トラフ地 震対策課】

…県が備蓄している災害用備蓄食料のうち、賞味期限が近づいているものについては、地域や市町村等が行う防災訓練等で利活用しており、この取組を継続して実施していきます。

フードバンク関係のコラム(写真)掲載

#### 4 達成目標

国においては、家庭系食品ロスは「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成30 (2018)年6月閣議決定)、事業系食品ロスは「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」(令和元(2019)年7月)で、ともに 2000年度比で 2030年度までに半減させるという目標のほか、「第4次食育推進計画」で令和7(2025)年度までに食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上にするという目標を設定しています。

本県では、下記(1)から(3)を今計画での達成目標として設定します。

#### (1) 県内の食品ロス発生量を4年間で6.0%減らす

		現状	4年後の目標	削減目標量
家庭系食品ロス	発生量	10,820 t	10, 171 t	649 t
	一人一日当たり	43. 0 g	40. 4 g	2. 6 g
事業系食品ロス	発生量	8,545 t	8,032 t	513 t
	食品製造業	925 t	869 t	56 t
	食品卸売業	83 t	78 t	5 t
	食品小売業	4, 418 t	4, 153 t	265 t
	外食産業	3, 119 t	2, 932 t	187 t
	一人一日当たり	33.9 g	31.9 g	2.0 g
合計	発生量	19, 365 t	18, 203 t	1, 162 t
	一人一日当たり	76.9 g	72. 3 g	4.6 g

(2) 食品ロス問題を認知し、食品ロス削減に取り組む県民の割合 令和7(2025)年度までに90%以上 (令和3年度県民世論調査結果88.7%)

#### (3) 未使用食品有効利用ルートの活用

令和7 (2025) 年度までに

未利用食品の有効活用を担う中間支援組織が活用した食品量 ●以上 同組織を利用(食品の提供又は供給)した団体数 ●以上

(比較値なし)

フードバンク活動に取り組む団体等へ食品を提供した県民の割合 3.4%以上

(令和3年度県民世論調査結果1.7%)

※令和4 (2022) 年●月●日現在、県では、県内でフードバンク間等への提供食品の調整を行う中間 支援組織は「NPO法人こうち食支援ネット」しか把握できておらず、今後、県内で同じ役割を担 う組織が出てくれば、可能な範囲でその組織も含めて活用食品量等の把握を行う。

(目標設定の考え方)

#### 第4章 その他

#### 1 進行管理

計画の推進に当たっては、食品ロスの発生状況に関する実態等を定期的に把握 し、目標の達成状況や施策の実施状況を継続的に検証するため、庁内関係課で構成 する「食品ロス削減庁内推進会議」で進行管理を行います。また、高知県環境審議 会及び高知県消費生活審議会に進捗状況を報告します。

#### 2 計画見直し

国では、「社会経済情勢や食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況等を踏まえて、基本方針の見直しを検討する」としており、本県計画においても同様に、情勢変化や今後の計画の達成状況等を踏まえ、令和7(2024)年度をめどに計画の見直しを検討します。